

# 高砂市地域クラブ推進計画

令和7年9月  
高砂市  
高砂市教育委員会

## < 目次 >

- 1 はじめに
- 2 高砂市の現状
- 3 高砂市地域クラブの目標・方針
- 4 高砂市地域クラブの運営体制
- 5 高砂市地域展開スケジュール
- 6 高砂市地域展開体制図
- 7 おわりに

# 1 はじめに

中学校の部活動は、異年齢の交流を通して、豊かな人間関係を築き、責任感、協調性、体力や技能を向上させるなどの役割を果たしてきました。しかし、少子化の影響で、学校単独では試合に出ることができないケースも出てきており、活動維持が難しくなっています。また、教員の働き方改革、教員不足も深刻化しています。

このような状況のもと、スポーツ庁と文化庁は令和4年にまとめられた部活動の地域移行に関する提言を受け、国のガイドライン（注1）を策定しました。この新ガイドラインでは、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進するとしています。さらに、令和6年12月には、スポーツ庁と文化庁の有識会議で、学校運営の活動を地域全体で支える地域展開への名称変更が提案され、令和8年度から令和13年度を改革実行期間として、原則すべての学校部活動において地域展開を実現する方針が示されました。

高砂市では、令和7年度（2025年）の児童・生徒数は6,502人で10年後の令和17年度（2035年）の児童・生徒数は4,779人と約30%減となる予測です。現状のままでは学校ごとに部活動を続けることができなくなります。令和7年度の中学1年生が部活動を引退するまでを実証研究期間として、令和9年8月末をもって中学校部活動を順次終了とします。令和9年9月から展開可能な部活動から地域展開を進め、令和10年4月から中学生が地域の方々とスポーツ・文化等の活動を行う地域展開を実施します。様々な課題はありますが、多様な機会に参加できるように制度化を進めています。制度化に向けて「高砂市部活動の地域展開に関する検討委員会」を設置し、地域で展開する新たな活動を推進しています。現在、段階的に地域連携していくことを基本とし、地域の各種団体と連携・協力しながら、中学生のニーズに応じたスポーツ・文化活動を楽しくかつ安全・安心に実施できる環境の構築に努めています。また、地域展開を推進することで、中学生が地域の方々と、地域の特性に応じた活動やスポーツ・文化活動を一緒に楽しむことも含まれ、生涯スポーツ・文化活動の場として多世代交流や地域の活性化につながると期待しています。

（注1）学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン  
（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁策定）

## 2 高砂市の現状

高砂市の現状は、中学校の生徒数は減少しており、市内中学校の生徒数は、平成17年度3,202名、令和7年度2,243名、20年間で約3割減少している。また、部活動数については、平成17年度は87部、令和7年度は76部、20年間で約1割減少している。少子化に伴い、部活動ごとの人数減少は進んでいる。人数確保のための課題を抱えている部も少なくはない。少子化による学級数の減少により、教員数も減少している。顧問が配置できない事態になれば、学校は部活動数を削減せざるを得ない。

生徒にとっては自分のやりたい部活動がなく、あったとしても少ない部員数の部もあり、魅力が感じられない状況が生じる可能性がある。そのため、部活動が衰退する恐れがある。また、教員の部活動指導に係る負担が増しており、学校における働き方改革が求められている。

高砂市では、部活動の地域展開に関する検討委員会を開催し、部活動地域展開にかかる実証研究を実施しながら、これからの部活動の在り方についての検討を重ねている。まずは休日の部活動から段階的に地域展開していくことを基本としている。そして、部活動という学校教育の一環として実施されていた活動を、社会教育の一環として行われる地域全体のスポーツ・文化活動へと展開していく。中学生にとってふさわしいスポーツ・文化環境等の体制整備が必要である。

令和7年度高砂市中学校部活動入部状況

	高砂中		荒井中		亀山中		松陽中		宝殿中		鹿島中		人数合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
運動部	陸上競技部	11	6	23	16	10	4	13	20	26	15	6	13	163
	野球部	2		17		8		21	1	17		12		78
	ソフトボール部						9				3			12
	サッカー部							12				24		36
	ハンドボール部	23	18			26		32						99
	ソフトテニス部	23	20	55	38	20		30		43	35	31	36	331
	柔道部			15	9	9	4	10	5	16	12	9	10	99
	剣道部	6	10	10	9	6	3	4	7	10	17	6	9	97
	バスケットボール部				17		23	17	15			36	18	126
	バレーボール部										24			24
	卓球部		12							17				29
	バドミントン部								43	50	54			147
水泳部			28	18			11	7	13	10			87	
										全生徒数	2243	運動部員数	1328	59.2
文化部	吹奏楽部	3	4	4	50	3	32	10	37	9	39			191
	美術部			8	41	5	10	7	17			14	19	121
	茶道部							3	12	5	18			38
	華道部										15			15
	英語部											17	14	31
	放送部									1	9			10
	園芸部									2	14			16
	音楽部											8	37	45
	書道部												17	17
茶華道部	2	8		11	6	10							37	
										全生徒数	2243	文化部員数	521	23.2

### 3 高砂市地域クラブの目標・方針

高砂市は、学校、地域の各種団体等と連携して、中学校部活動を地域人材で活動する地域クラブへの展開を進めている。

#### 1 基本目標

中学生が、地域で多様なスポーツ・文化活動に親しむことができる環境をつくる。

#### 2 基本方針

(1) スポーツ・文化活動を楽しみながら活動できる場を提供する。

- ・多様なスポーツ・文化活動を選択できる。
- ・人と人がつながり、楽しく、安全・安心に活動できる。
- ・生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむことにつながる。

(2) 持続可能な運営体制をつくる。

- ・地域の各種団体等と連携し、指導者、スタッフを確保する。
- ・受益者負担を基本に、自律的に運営する。
- ・安全・安心な活動ができる施設使用の仕組みをつくる。

#### 3 地域クラブの姿

- ・スポーツ・文化活動団体をはじめとした幅広い団体が、主体となり中学校の施設等を活用し、スポーツ・文化活動の場を中学生に提供する。
- ・スポーツ庁・文化庁が示す、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づいて、活動を展開する。
- ・地域クラブは、学校教育外の活動であり、社会教育法上の「社会教育」の一環として行うスポーツ・文化活動として位置付ける。
- ・中学生が、レクリエーション的な活動、複数の種目を体験できる活動など「技術の向上をめざす」から「趣味を楽しむ」までの目的に応じた多様な活動に。
- ・対象者は、参加を希望するすべての中学生とする。

## 4 高砂市地域クラブの運営体制

### 1 運営体制

- ・高砂市の教育部と健康こども部が協働して、運営、管理等を行う。なお、事務の推進状況により、運営団体として他組織への移管、他団体への委託も視野に入れて事務を行う。
- ・運営事務として、活動団体の募集、登録、調整、活動団体の中学生への周知等を行う。
- ・管理事務として、指導者研修、相談窓口等を行う。

### 2 活動団体

- ・市（運営団体）が公募により活動団体を募集し、審査する。許可を得た活動団体が中学生へ活動の提供を行う。
- ・活動団体は、地域クラブ参加者の募集、会費の集金、管理、保険加入の手続き、指導者の報酬支払い、施設の調整、生徒、保護者への連絡等を行う。
- ・活動団体は、活動計画、活動実績、参加者の情報（氏名、学校、学年等）、会計状況（会費、消耗品費、大会参加費等）を市（運営団体）に報告する。

### 3 指導者研修会等

- ・市（運営団体）は、活動団体のスタッフを集めて、事務説明を行うとともに諸課題の解決に向けた検討を行う。
- ・市（運営団体）は、中学生の指導にあたり配慮すること、安全管理に関すること、ハラスメント防止に関すること等をテーマにして指導者研修を行う。

### 4 活動団体のスタッフ配置

- ・代表者、指導者、会計等3名以上で構成することを原則とする。代表者は、18才以上（高校生は除く）とする。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、運営団体と協議する。
- ・指導者の資格は必須ではないが、専門的な指導を行う場合は、資格取得に努める。各種目により資格取得が必要なこともある。
- ・活動団体として大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのために人員を確保する。

## 5 教員の参画

- ・高砂市の教員が兼職兼業により活動団体に従事する場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、高砂市教育委員会に許可を得る必要がある。
- ・活動団体は、兼職兼業にかかる労働時間の確認などを行うにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、勤務時間等の全体管理を行う。

## 6 参加費等

- ・活動の維持、運営に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・活動団体は、指導者謝金、保険料、活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じて参加費を集金することができる。なお、参加費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行う。
- ・市（運営団体）は、適切な参加費の設定や保護者などの負担軽減等、必要な指導を活動団体に行う。

## 7 保険の加入

- ・活動団体は、参加者及び指導に携わる者等の構成者に対して、自身のけがや事故を補償する保険に加入することを条件とする。なお、個人賠償責任保険は任意とする。
- ・活動団体は、保険の加入や手続きを行う。

## 8 事故の防止にかかる安全・健康管理

- ・活動団体は、使用する用具の安全点検、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- ・活動団体は、使用する学校施設（備品も含む）に不備がある場合、速やかに学校又は高砂市教育委員会に報告する。
- ・活動団体は、活動時期、活動時間、活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断して、熱中症などの事故防止に努める。
- ・活動団体は、活動開始時に参加者の健康状態、病気やけがの状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応する。

- ・活動団体は、救急箱などの救急用具の整備を行うとともに、使用する施設にAEDがあるか把握する。定期的に救急救命講習を受講する。
- ・活動団体は、事故が発生した場合、速やかに応急手当や対応を行い、保護者及び活動団体の代表者に報告する。救急搬送が行われた場合は、速やかに市（運営団体）に報告する。

## 9 休養日と活動時間

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に準じ、週当たり2日以上を休養日とする。
- ・長期休業中においては、参加者が十分な休養を取ることができるようにある程度長期の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は平日2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たり最大11時間程度を目安とする。短時間で合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。

## 10 活動場所

- ・学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共施設等（スポーツ・文化等）を活動場所とする。
- ・活動団体は、学校施設を使用する場合、施設使用許可申請書（様式第1号）を提出する。
- ・学校施設の備品（サッカーゴールやバレーボール、バトミントンの支柱、卓球台等）を使用することはできるが、消耗品（ボール類や個人で使用するもの、救急セット等）は活動団体が持参するものとする。
- ・学校施設使用にあたっては、別途定める「学校施設使用について」を遵守する。また、市の施設にあたっては「使用上の注意事項」等を遵守する。

## 11 大会・コンクール等への参加

- ・活動団体は、中学校体育連盟主催大会への参加を希望する場合、地域クラブとして許可を受ける必要がある。兵庫県中学校体育連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行う。
- ・活動団体は、吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する場合、兵庫県吹奏楽連盟へ問い合わせを行い、必要な手続きを行う。

- ・活動団体は、その他、各種協会・連盟等が実施する大会やコンクール等へ参加する場合は、大会の運営団体へ問い合わせを行い、必要な手続きを行う。

## 1 2 個人情報の取り扱い

- ・活動団体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。活動によって知りえた個人情報を漏洩せず、適正に取り扱う。
- ・活動団体は、参加者に無断で、個人が特定できる活動写真等をSNS等に掲載することがないように、十分配慮する。

## 1 3 活動団体の登録取り消し

- ・活動団体が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や本市の方針において定められた事項を遵守できない場合、トラブルなどがあった場合は、活動団体の代表者と面談を実施する。その後、改善が見られない場合は、地域クラブとしての登録を抹消する。

## 1 4 学校部活動と地域クラブとの違い

	学校部活動	地域クラブ
位置づけ	学校教育の一環	社会教育の一環
運営主体	中学校	運営団体・活動団体
指導者	中学校教員	地域指導者（市教委が認定）
参加者	各中学校の生徒（中学生）	高砂市在住の生徒（中学生）
活動場所	高砂市の学校施設	高砂市の学校施設、高砂市の施設、民間の施設等
費用	部費・対外試合等派遣費	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険、個人賠償責任保険他

## 5 高砂市地域展開スケジュール

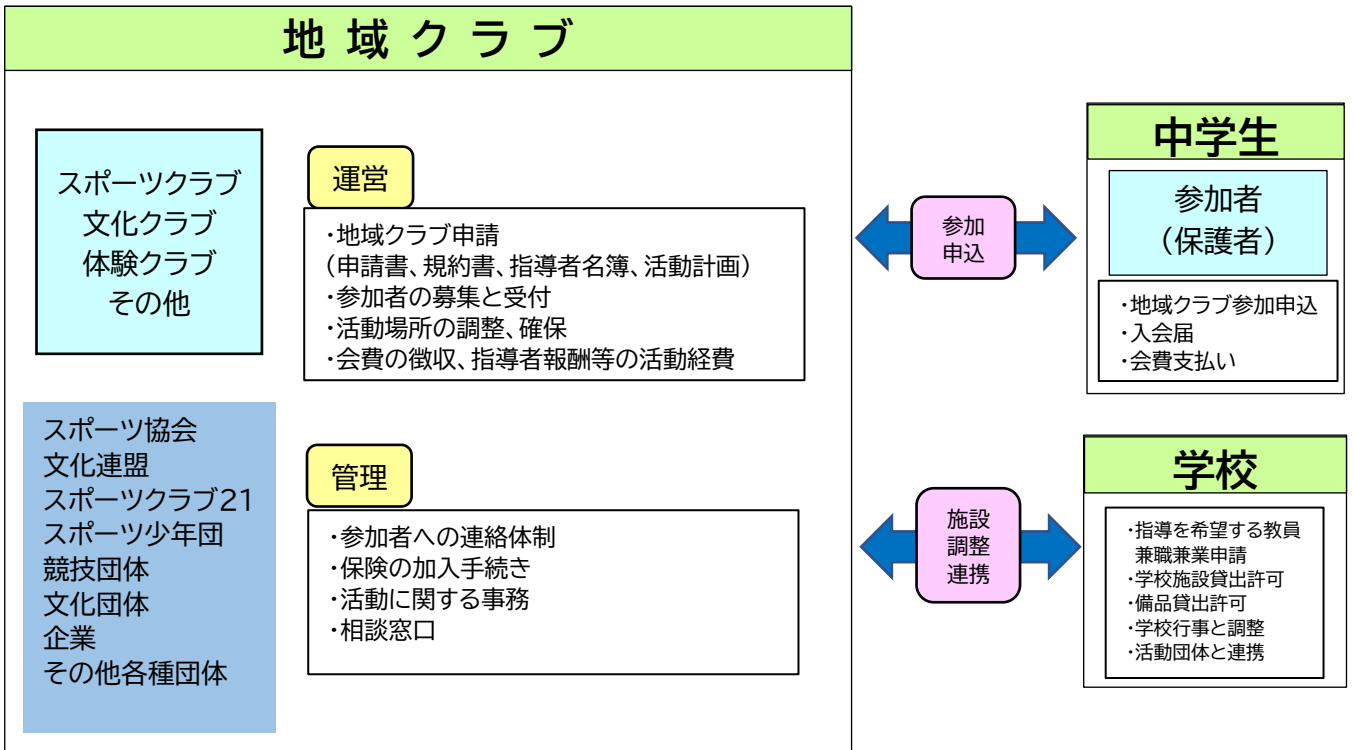
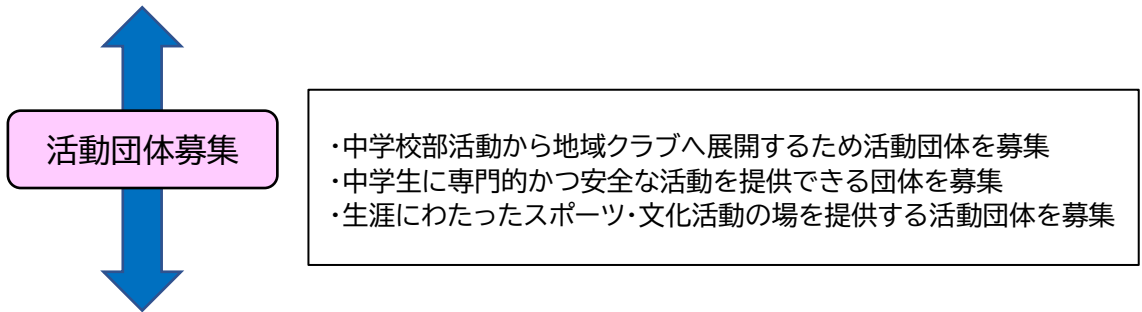
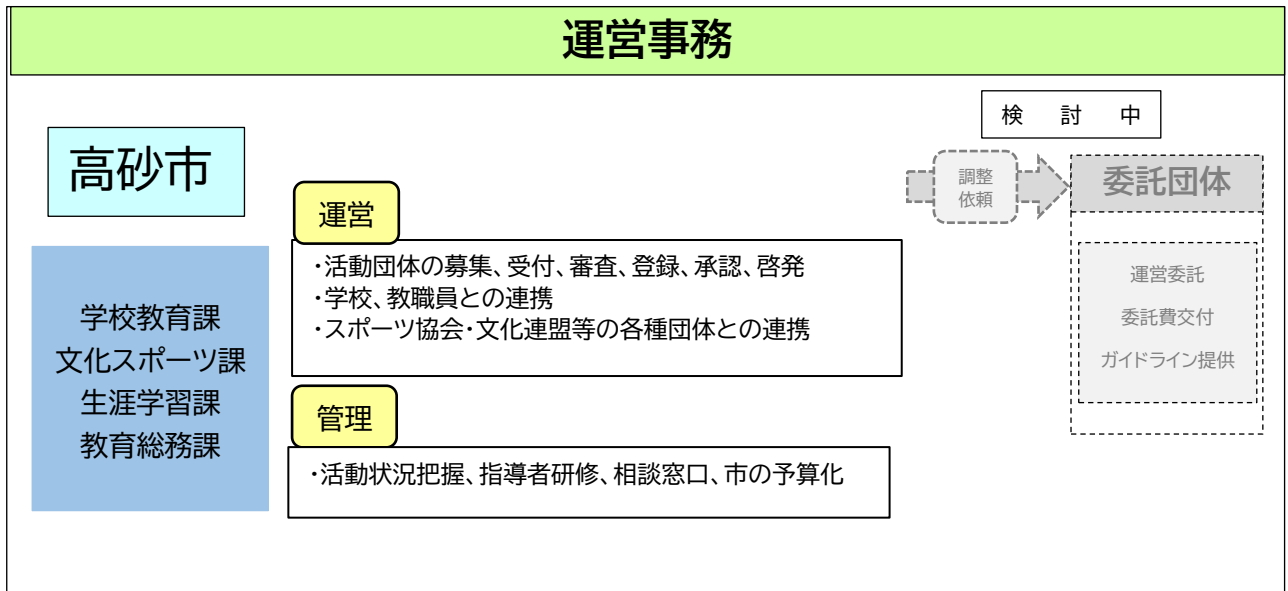
### 1 地域展開スケジュール

令和10年4月で、休日、平日ともに学校部活動を廃止し、地域クラブへ展開する。

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
実施内容	中学校部活動(～R9.8)			中学校部活動廃止(R10.4～)		
	地域クラブの実証研究(休日・平日)			平日・休日ともに 地域クラブ (R10.4～)		
	学校・生徒・児童・保護者への説明					

※令和9年9月から、地域展開が可能な部活動は、地域クラブとなる。  
地域クラブとしての活動団体がない種目の部活動は順次終了となる。

年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
R7 入学生	中1 学校部活動 実証研究	中2 学校部活動 実証研究	中3 学校部活動 実証研究			
R8 入学生 (現小6)		中1 学校部活動 実証研究	中2 学校部活動 実証研究	中3 地域クラブ		
R9 入学生 (現小5)			中1 学校部活動 実証研究	中2 地域クラブ	中3 地域クラブ	
R10 入学生 (現小4)				中1 地域クラブ	中2 地域クラブ	中3 地域クラブ
R11 入学生 (現小3)					中1 地域クラブ	中2 地域クラブ
R12 入学生 (現小2)						中1 地域クラブ



## 7 おわりに

---

高砂市部活動地域展開に関する検討委員会では、部活動の在り方について話し合い、持続可能な運営を図れるよう協議を行っています。

部活動は長い歴史があり、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、中学生にとってスポーツ・文化活動の機会保障との場として大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、教員の働き方改革や様々な問題から、新たな地域クラブとしての体制整備が求められています。中学生が、地域で多様なスポーツ・文化活動に親しむことができるように、学校を含めた地域で育てる必要があります。

今後は、新たな地域クラブが、中学生にとって、スポーツ・文化活動に親しむことができる持続可能なクラブとなるように部活動地域展開としての推進を図ります。